

佐倉地域ポイントサービス「さくらマイル」会員規約

会員規約をよくお読みいただきお申し込みください。

第1条(目的)

佐倉地域ポイントサービス「さくらマイル」会員規約(以下「本規約」といいます)は、みらまちポケット事務局(以下「運営事業者」といいます)の発行する佐倉地域ポイントサービス「さくらマイル」のご利用条件、機能、使用方法等を定めるものです。

第2条(資格)

佐倉地域ポイントサービス「さくらマイル」会員(以下「会員」といいます)とは、本サービスを利用することができるカード・スマートフォン等の券面・機器類(以下「サービス媒体」といいます)を保持し、さくらマイルサービス(以下「本サービス」といいます)のご利用を希望する個人のことをいいます。

第3条(佐倉地域ポイントサービス「さくらマイル」の入会・費用)

1. サービス媒体を所持し、本サービスを利用した時点で、本サービスへ入会したものとみなします。
2. 本サービスの年会費は無料とします。

第4条(本サービスの定義)

本サービスは、運営事業者並びに運営事業者が所定の審査を行った上で会員に対する本サービスの提供を許可した施設・店舗(以下「加盟店」といいます)が共同して提供するもので、次に定めるものをいいます。

- ①「さくらマイル」サービス
- ②ダイレクトメール、メールマガジンサービス
- ③会員向け優待サービス

第5条(さくらマイル)

1. 「さくらマイル」は、会員が、運営事業者並びに加盟店(以下両者を併せて「サービス提供者」といいます)における施設・サービスのご利用や商品のご購入の際に、お支払いいただく金額に応じてマイルを登録するとともに、登録されたマイルでサービス提供者の施設・サービスのご利用や商品をご購入いただくことのできるサービスです。
2. 本サービスにおけるマイルの現金への換金、第三者への譲渡、複数のカードのマイル合算はできません。3. 「さくらマイル」の登録・ご利用対象サービス、登録マイル数、ご利用いただけるマイルの単位、マイル登録・ご利用上限等については、各サービス提供者により異なる場合があるとともに、各サービス提供者が予告なく改定を行う場合があります。詳細は、ホームページ等をご確認ください。
4. 本サービスにおけるマイルの有効期限は、マイルの最終登録・ご利用日を起算日として6ヶ月といたします。

第 6 条(マイルの登録)

1. 「さくらマイル」の登録は、会員がサービス提供者の施設・サービスのご利用や商品ご購入における会計の際、サービス媒体を提示した場合に限り登録します。但し、サービス提供者の事情によって会計の際にマイル登録ができない場合は、マイル登録を運営事業者が指定するサービス提供拠点で行う場合があります。
2. 会計時にマイル登録を伴ったサービス・商品を解約もしくは返品する場合には、ご利用・お買上げ時のレシートとともにサービス媒体をご提示ください。サービス提供者にて登録させていただいたマイルの取消を行います。なお、マイル取消時に会員のマイル残高が取消マイル数に満たない場合、現金によるご精算をお願いさせていただく場合がございます。

第 7 条(マイルのご利用)

「さくらマイル」は、サービス提供者における施設・サービスのご利用や商品ご購入における代金の一部もしくは全部としてご利用いただくことができます。なお、マイルのみによる会計の際には、釣り銭はお渡しできません。

第 8 条(マイルの修正)

サービス提供者の錯誤により実際のマイル数と異なったマイル登録・ご利用処理を行った場合、運営事業者は、会員への予告なくその訂正を行う場合があります。なお、訂正を行った場合は、運営事務局から電子メール等で訂正の事実をお知らせいたします。

第 9 条(マイル残高の照会)

マイルの残高は、サービス提供者並びに運営事業者の指定するサービス拠점에設置されている専用端末で確認することができます。お電話等でのマイルの残高確認はできません。

第 10 条(ダイレクトメール、メールマガジンサービス)

1. 運営事業者は、サービス提供者の各種情報(以下「DM等」といいます)を郵便物並びに電子メール等で会員へ無償で提供します。なお、DM等の一部には広告・宣伝等が含まれます。
2. DM等のコンテンツに成立する著作権は、サービス提供者またはサービス提供者が使用許諾を受けた第三者に帰属します。著作権法で定める利用者個人の私的使用の範囲を超えて使用、複製、電磁媒体への加工・アップロード、その他に利用することはできません。
3. 運営事業者は、DM等の提供に関連して、遅配、不到達、DM等を通じて配信された情報内容、その他いかなる原因に基づき会員に生じた損害を賠償する義務の一切を負いません。

第 11 条(会員向け優待サービス)

1. サービス提供者は、会員に、一般のお客様と異なる優待サービスを提供いたします。
2. 会員向け優待サービスの提供内容、期間、対象者等は、各サービス提供者が任意に設定いたします。

第 12 条(サービス媒体の紛失・盗難・破損・動作不良等)

1. サービス媒体を紛失、盗難、破損した場合はすみやかに運営事業者へご連絡ください。2. 紛失、盗難の場合は、サービス媒体に含まれるマイル残高は原則として消滅いたします。
3. サービス媒体の破損、動作不良の場合は、運営事業者が会員のサービス媒体を再発行いたします。この場合、マイル残高は再発行したサービス媒体へ継承することができます。
4. サービス媒体の再発行にかかる手数料は、300円(税込)とします。

第 13 条(会員情報の管理)

1. 会員が運営事業者へ提供した会員の個人情報(以下「会員情報」という)は、運営事業者が別途定める「佐倉地域ポイントサービス「さくらマイル」における個人情報の取扱いについて」に従い適切に管理いたします。

第 14 条(会員情報の第三者提供)

1. 運営事業者は、会員からご提供いただいた会員情報を、次のいずれかに該当する場合のみ、安全な方法で第三者に提供する場合がございます。但し、会員もしくはその代理人からの書面によるお申し出があった場合、提供は停止いたします。
 - ①本人の同意がある場合。
 - ②法令の規定に基づく場合。
 - ③人の生命、身体、又は財産の保護のため必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ⑤国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - ⑥別途定める「佐倉地域ポイントサービス「さくらマイル」における個人情報の取扱いについて」の規定に該当する項目であるとき。

第 15 条(個人情報の開示、訂正等)

- 個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用の停止等について、会員本人もしくはその代理人が請求することができます。詳しい手続きは、運営事業者が別途定める「佐倉地域ポイントサービス「さくらマイル」における個人情報の取扱いについて」をご確認ください。
2. サービス媒体に付随してサービス提供者から提供するDM等の配信停止をご希望の場合は、電子メール等で運営事業者へご連絡ください。

第 16 条(会員規約の変更)

1. 運営事業者は、本規約を任意に変更できるものといたします。本規約を変更する場合、運営事業者は変更事項を書面・ホームページ等適切な方法で通知または公表いたします。運営事業者が内容変更を掲載後、

会員から退会の申し出がなく本サービスを利用した場合、変更内容にご同意いただけただけのものとみなします。

2. 前項に関わらず、個人情報に関する会員規約内容を変更する場合は、運営事業者より会員に通知または変更の事実を公表した後、会員がカードを利用した時点で同意したものとみなします。

第 17 条(会員資格の喪失)

会員が次のいずれかに該当するときは会員の資格を喪失し、マイル残高をはじめとする本サービスにおける会員の権利の一切が失効いたします。

- ①本規約に違反し、運営事業者が会員として不適合であると判断したとき。
- ②最終マイル登録月から 48 ヶ月間利用がなかった場合。(当該月の月末をもって会員資格を喪失します。ただし、会員登録から一度も利用がない場合は、会員登録月を起算月とします。)

第 18 条(会員資格の取消)

1. 運営事業者は、会員が次のいずれかに該当する場合は、通知・催告することなく、会員資格を取り消します。また、運営事業者は会員資格の取消と同時に該当する会員のマイル残高をはじめとする本サービスにおける会員の権利の一切を失効させることができるものといたします。

①会員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、または次のいずれかに該当した場合。

- (1) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等に対して資金等を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

②会員が、自らまたは第三者を利用して、いずれかに該当する行為をした場合

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をしまたは暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いて事業者等の信用を毀損し、または、事業者等の業務を妨害する行為
- (5) その他前記(1)から(4)に準ずる行為。

第 19 条(退会)

会員がサービス媒体の退会を希望する場合は、所定の書式により運営事業者の指定するサービス拠点でお手続きください。退会時のマイル残高をはじめとする本サービスにおける会員の権利の一切は、退会のお手続きが完了した時点で消滅いたします。

第 20 条(運営管理の委託・譲渡)

1. 運営事業者は、会員の承諾を得ることなく本サービスの運営の一部または全部を第三者へ委託もしくは譲

渡することができるものとします。この場合、委託・譲渡を受けた第三者は運営事業者と同等の権利並びに義務を継承するものといたします。

2. 本条に基づく委託・譲渡が発生する場合、運営事業者は、第三者によって本サービスが開始される日の3ヶ月前までに書面、ホームページ等適切な方法で会員へ通知または公表するものとします。
3. 本条に基づく委託・譲渡を受けた第三者によって本サービスが開始された日以降に会員が本サービスをご利用いただいた場合、その時点で委託・譲渡を承認したものとみなします。

第 21 条(緊急措置)

天災事変その他の非常時が発生もしくは発生が懸念される場合において、運営事業者は、会員への事前告知なしに本サービスの一部もしくは全部を休止させていただく場合がございます。

第 22 条(サービスの変更・終了)

1. 運営事業者は、都合により本サービスの一部もしくは全部を変更もしくは終了することがございます。2. 本サービスの一部もしくは全部を終了する場合、運営事業者は、会員の保有するマイル残高をはじめとする一切の保証をいたしません。
3. 本サービスの一部もしくは全部を終了する場合、原則としてその3ヶ月前までに、書面、ホームページ等適切な方法で会員へ通知または公表するものとします。

第 23 条(免責事項)

運営事業者は、運営事業者の故意または重過失による場合を除き、本サービスの提供に起因して発生した会員の損害について、その一切の責任を追わないものとします。また、会員と加盟店との間で発生したトラブルについては、会員と加盟店の当事者間で直接解決するものとし、運営事業者は一切の責任を追わないものとします。

第 24 条(お問合わせ窓口)

本規約、会員特典ならびに会員情報についてのお問い合わせ、ご相談は運営事業者の設置する電話窓口並びに所定のメールアドレスにてお受けいたします。

みらまちポケット事務局(山万株式会社内)

電話：043-462-5567 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 (年末年始・祝祭日・事務局休業日を除く)

電子メール:info@yukarigaoka.jp

ホームページ：<http://town.yukarigaoka.jp/service/card>

第 25 条(準拠法)

会員と運営事業者との間で争いが生じた場合、その際の準拠法は日本国法とします。

第 26 条(合意管轄裁判所)

会員と運営事業者との間で争いが生じた場合、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

1. 本規約は、2016年9月16日に施行します。
2. 2014年4月20日にサービスを開始した「ユーカリカード」サービスは、本規約施行日をもって本サービスに移行します。
3. 本サービスで取得した全ての会員情報及びその他情報は、2020年11月1日をもって、「山万グループ共通ポイント「ユーカリポイント」サービス」に移行され、本サービスは、2021年5月31日をもって終了となります。

佐倉地域ポイントサービス「さくらマイル」における個人情報の取扱いについて

みらまちポケット事務局（以下「運営事業者」といいます）では、佐倉地域ポイントサービス「さくらマイル」（以下「本サービス」といいます）の運営に際し、会員の皆様並びに取引関係社等の個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を順守すべく、以下のとおり規則を定め、「佐倉地域ポイントサービス「さくらマイル」会員規約」に定める各種サービス（以下「本サービス」といいます）の提供を許可した施設・店舗（以下「加盟店」といいます）に周知徹底するとともに、運営事業者と加盟店（以下「サービス提供者」といいます）が連携して、個人情報の保護に関する各種対策を確実に実施いたします。

1. 個人情報の取得

- ① サービス提供者は、適正かつ社会通念上合理的な方法により会員の個人情報を取得し、会員規約に定める目的を達成するために必要な範囲内において相互に提供いたします。
- ② 会員となることを希望するお客様の個人情報を取得する際には、本規則並びに関連する規則を予めサービス提供者から提示し、お客様の承諾を得た上で取得いたします。
- ③ 本サービスの運営に伴いサービス提供者が取得する会員の個人情報（以下「会員情報」といいます）は、以下の各項目です。
 - (1) サービス媒体に付された固有識別番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス等、会員が運営事業者へ提供した情報、「佐倉地域ポイントサービス「さくらマイル」会員規約」に基づく会員の登録・退会・会員資格の取消並びに喪失等の履歴（以下「会員基本情報」といいます）
 - (2) サービス提供者における会員の本サービス並びに過去に加盟していたサービス提供者が、会員に提供したサービスの利用履歴、ダイレクトメール・メールマガジンの受信状況、会員向けサービスの利用内容
 - (3) ホームページ・アプリケーション等電磁媒体における会員のサービス利用履歴
 - (4) 運営事業者が運営するホームページ・アプリケーション等を会員が利用した際に自動的に取得される端末識別情報、IP アドレス、位置情報、閲覧履歴、サービス利用履歴等の情報
 - (5) 画像または音声により会員個人を識別できる情報
 - (6) 本サービスの利用に伴う会員のご意見・ご要望・お問合せに関する情報

2. 個人情報の利用目的

サービス提供者は、会員の個人情報を以下の目的で利用いたします。

- (1) 会員規約第4条に定めるサービスの提供並びに告知
- (2) サービス提供者が取り扱う商品やサービスの開発並びに改善に資するためのアンケート等

- (3) サービス提供者が取り扱う商品やサービスの情報提供並びにアフターサービスの提供
- (4) 市場調査
- (5) サービス提供者からお客さまへの取引上必要な連絡並びに取引内容の確認
- (6) サービス提供者における会員からのお問合せの対応

3. 個人情報の利用範囲

- (1) 加盟店は、会員へ提供する商品やサービスの充実による会員利益の拡大のために、運営事業者の監督のもとにおいて個人情報を共同利用いたします。
- (2) 加盟店において共同利用する情報は、以下の各項目です。
 - ・ 該当する加盟店での本サービス利用履歴のある会員の会員情報
- (3) 共同利用する情報の提供方法
 - ・ 会員の会員情報は、運営事業者が一元的に管理し、必要に応じて運営事業者から加盟店に対し、安全かつ適切な方法で提供いたします。運営事業者から加盟店に情報提供を行う場合においては、運営事業者は事前にその目的を審査し、社会通念上必要と認められる場合にのみ共同利用を許可いたします。

4. サービス提供者が個別に知り得た個人情報の取扱について

サービス提供者が各自の事業において個別に知り得た個人情報の保護については、各サービス提供者が定める個人情報保護方針に従って管理されるものとし、前号に定めた共同利用される個人情報には該当いたしません。

5. 第三者への提供

サービス提供者は、会員本人の事前承諾を得ること無く第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、以下の各項目に該当する場合は、会員の同意を得ること無く個人情報を提供する場合がございます。

- ① ご本人の同意がある場合。
- ② 法令の規定に基づく場合。
- ③ 人の生命、身体、又は財産の保護のため必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ⑤ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑥ 合併、分社化、事業譲渡その他の事由によって事業の継承が行われる場合。

6. 情報管理及び安全対策

- ① 運営事業者は、個人情報を適切かつ厳重に管理し、情報の漏洩や紛失、不正アクセス、情報の破壊や改ざんが発生しないよう、適切な情報管理並びに安全対策を講じます。

- ②運営事業者は、個人情報を取り扱うサービス提供者の従業員に対し、情報を適切に取り扱うよう教育・啓蒙活動を行います。
- ③運営事業者は、個人情報の預託を伴う業務委託が必要な場合、委託先が個人情報を適切に取り扱うことを定めた契約を締結し、その管理状況を確認いたします。

7. 個人情報に関するお問合せ

- ①「佐倉地域ポイントサービス「さくらマイル」」の個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せは、次の窓口にて承ります。なお、会員ご本人さまもしくはその代理人による本人の個人情報に関するお問合せ以外のお問合せには応じかねます。
- ②お問合せにあたり、会員ご本人様もしくはその代理人であることを証明可能な公的証明書（運転免許証・保険証・各種年金手帳等）をご用意ください。
- ③本項に基づく個人情報の開示には、1回あたり1,000円の手数料を申し受けます。

みらまちポケット事務局

〒285-0859 千葉県佐倉市南ユーカーリが丘 1-1

スカイプラザステーションタワー3階

(山万株式会社 企画部ビル事業グループ内)

電話：043-463-1336

電話受付時間：9:00～18:00

(月曜日～金曜日 年末年始・祝祭日・弊社休業日を除く)

8. 本規則の改定

- ①本規則は、運営事業者が必要に応じて改定し、書面・ホームページ・電子メール等適切な方法で会員へ通知または公表いたします。
- ②本規則改定の周知の後、会員が本サービスを利用された時点で、改定を承認したものとみなします。

附則

- 1. 本規約は、2016年9月16日に施行します。
- 2. 2014年4月20日にサービスを開始した「ユーカーカード」サービスは、本規約施行日をもって本サービスへ移行します。